

別表1（補助対象経費（第4条関係））

<p>(1) 補助対象経費</p> <p>補助事業のうち、設計監理費、工事代金、建物登記費用（補助対象施設が建築物である場合）</p> <p>① 補助対象経費の額（複数事業を実施する場合はその合計額）が 100 万円以上であるものに限る。</p> <p>② 街路灯については、1 基当たりの補助対象経費の上限額を 40 万円とし、設置基数に 40 万円を乗じた額と所要経費（要綱第4条により補助対象経費と認められる経費に限る。）の額のいずれか低い額を補助対象経費の額とする。</p> <p>③ ①に関わらず、その他施設の設備にかかる補助事業については、補助対象経費の額（複数事業を実施する場合はその合計額）が 50 万円以上であるものに限る。</p> <p>(2) 補助対象外経費</p> <p>土地の取得・賃借・造成・補償、建物及び工作物の構築物の賃借・補償に要する経費、商店街団体が行うべき許可・証明書の取得にかかる手続代行費、広告料の徴収を前提とした工作物の設置経費、対象事業費にかかる消費税・地方消費税は対象としない。</p>

別表2（補助金の額及び補助率（第4条関係））

$$\text{補助金額} = \{ \text{補助対象経費} \times \text{補助率} - \text{端数 (千円未満)} \} \leq \text{上限額}$$

補助事業		補助率	上限額	備考
施設整備事業	新規事業	補助対象経費の 1/4 以内	1,000 万円	<p>次の場合は適用除外とする。</p> <p>①国及び他の地方公共団体等から同趣旨の助成等を受けている場合。</p> <p>②補助金を活用し新規又は補修事業を実施した年度の翌年度から起算して5年以内に新規又は補修事業を実施する場合。</p> <p>※②については、天災地変や火災等の災害による場合、この限りではない。</p>
	補修事業	補助対象経費の 1/5 以内	500 万円	
	その他施設の設備の補修事業	補助対象経費の 1/5 以内	250 万円	

オープン モール化	商店街及び問屋街 のアーケード及び 街路灯の撤去	補助対象経費の 1/2 以内	2,000 万円	<p>次の場合は左記に関わらずそれぞれの補助率を適用する。</p> <p>①国及び他の地方公共団体等の助成制度を併用する場合には当該併用となる補助対象経費にかかる補助率は 1/4 以内とする。</p> <p>②撤去に加えて実施する施設整備事業の対象となる商店街共同施設等のうち公衆便所、駐輪場については、国及び他の地方公共団体等の助成制度の併用の有無を問わず補助率は 1/4 以内とする。</p> <p>次の場合は適用除外とする。</p> <p>街路灯の撤去について、補助事業実施により撤去する基数が既存の街路灯の 1/3 未満である場合。</p>
--------------	--------------------------------	-------------------	-------------	--

別表 3 (補助金交付申請 (第 5 条関係))

<ul style="list-style-type: none"> ① 事業実施団体調書 ② 事業実施計画書 ③ 事業収支予算書 ④ 定款又は会則 ⑤ 役員名簿 ⑥ 事業決定に関する総会などの議事録等 (写) ⑦ 直近 2 期分の決算関係書類 ⑧ 商店街共同施設等の概要 ⑨ 商店街等平面図、設置箇所図、工事内容のわかる図面、工事工程表 ⑩ 既存施設の道路占用許可書 (写) 土地・建物の不動産登記簿謄本及び補助対象団体と当該物件の所有者が異なる場合は所有者の使用承諾書 ⑪ 工事施工前写真 ⑫ 3 社以上の工事見積書 (写) ※ 公共事業は除く ⑬ その他前述の書類を補完するために必要と認められる書類
--

別表 4 (実績報告 (第 13 条関係))

- ① 事業成果報告書
- ② 事業収支決算書
- ③ 契約書またはそれに相当する書類
- ④ 請求書 (写) <請求の明細が確認できるもの>
- ⑤ 領収書 (写)
- ⑥ 借入が確認できる書類 (写) (借入がある場合のみ)
- ⑦ 完成写真
- ⑧ 事業の実施に必要な関係官公庁の許認可、届出書 (写) (道路占用許可書、道路使用許可書、アーケード工事届出書等) ※適正に事業等が実施されているか確認できる書類
- ⑨ 代金支払等の資金の流れが確認できる書類
- ⑩ 完成図面
- ⑪ 補助事業の効果がわかる証拠書類